

○ 農業共済事業を行う市町村の経理処理要領（昭和 49 年 4 月 5 日付け 49 農経B第 621 号農林省農林経済局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
I 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用する市町村の経理処理要領 (削る)	I 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用する市町村の経理処理要領 <u>第5 法適用状況報告書</u> <u>(表略)</u> <u>地方公営企業法適用状況異動報告書</u> <u>地方公営企業法施行令第28条第2項の規定に基づき、上記の通り報告致します。</u> <u>令和 年 月 日</u> <u>地方公共団体の長の職及び氏名</u> <u>総務大臣殿</u>
以下略	以下略

附 則

この通知は、令和2年12月25日から施行する。